

NO.	意見	守口市の考え方
1	今回の改正は、環境施設面積率を減らし、その代わりに重複緑地の算入率を増やし、トータルでトントンにしようとするという理解でいいのでしょうか？	パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ、制定することとしている「（仮称）守口市工場立地法に基づく準則を定める条例」は、環境施設面積の減少を認める一方、重複緑地の算入率を増加させることで、特定工場の緑化の選択肢を広げるものです。
2	今回の条例改正により、大規模な産業用地の確保をしようとされているのですか？	パブリックコメントでいただき意見を踏まえ、制定することとしている「（仮称）守口市工場立地法に基づく準則を定める条例」は、大規模な産業用地の確保を目指しているのではなく、市内の既存工場の建替えのための設備投資等を促進するとともに、環境保全の推進及び持続可能な操業体制の確立を支援することで、本市工業の更なる振興を図るものです。
3	根本的に宅地と工場用地の住み分けが必要ではないのでしょうか？	宅地と工場用地の住み分けについては、基本的には、都市計画の用途地域で定めています。住宅と工場が混在する地域もありますが、本市は、「守口市工業振興条例」に基づき、事業所の周辺住民に配慮して、生活環境を保全又は改善することを目的に設置する設備等に対して補助金を交付するなど、事業者の操業理解の促進に努めており、今後も本補助金の利用促進や事業者の地域貢献の取り組み等を周知することで、市民と事業者が共生していくことを支援します。